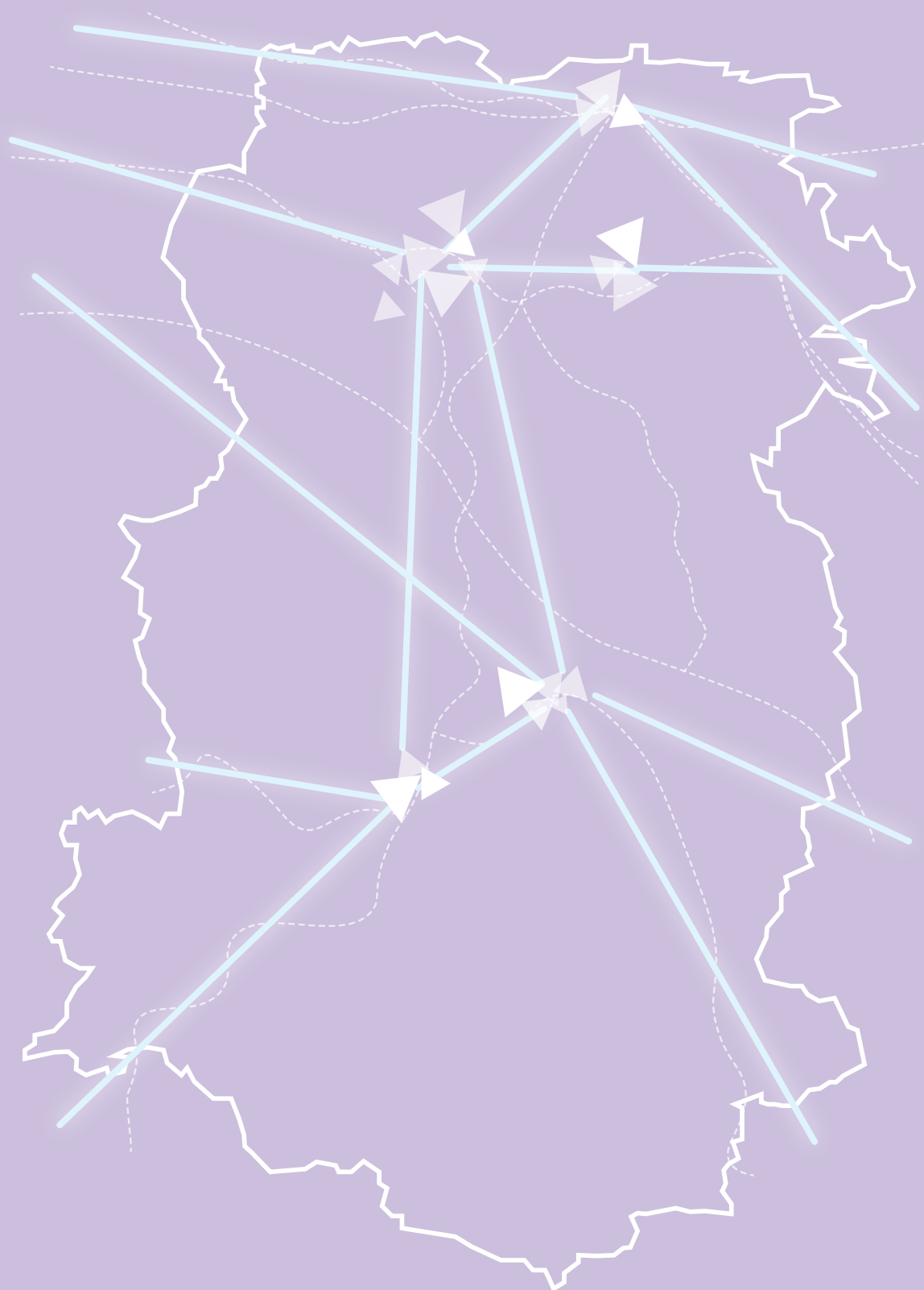


第6章

実現化方策



第6章 実現化方策

1. 協働によるまちづくりの推進

本マスタープランを実現するためには、そのまちに生活し、活動している市民と事業者、行政がそれぞれの役割を適切に分担するとともに、相互に連携しなければなりません。

本市では、「宇佐市協働のまちづくり指針」（2008（平成20）年7月）を策定していますが、この指針に示されている「市民力」、「行政力」、「相互力」の三つの「力」を合わせた様々な協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

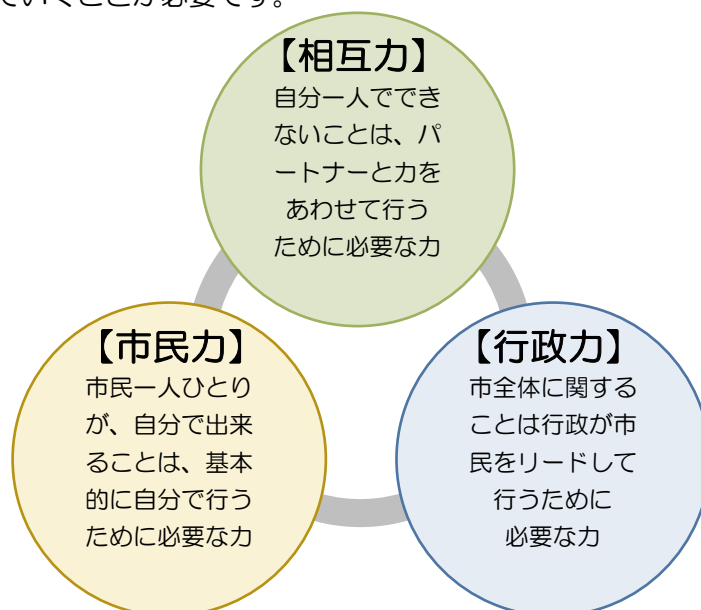


図 協働によるまちづくりの推進

<参考：「協働」の定義と分類（「宇佐市協働のまちづくり指針」より）>

「協働」の定義

様々なまちづくり活動や行政施策等を展開する上で市民が相互に、または、市民と行政とが互いの立場を尊重しつつそれぞれの特性を活かしながら、真のパートナーとして手をつなぎ取組を進めること。

「協働」の分類

① 市民相互の協働

地域と地域が、地域と企業が、地域とNPOが……など市民同士が支え合い協力する形態。単独で行うよりも、より効率的で効果的な事業を実施することができ、まちづくりの可能性が大きく広がる。

② 市民と行政との協働

地域と行政が、企業と行政が、NPOと行政が……など市民と行政とが支え合い協力する形態。市民が実施する事業を行政がバックアップしたり、行政が本来行うべき事業に市民の知恵や経験を活用したりと様々な形態があり。市民本位のサービスの提供が可能となる。また、行政が各種の計画をつくる際、策定審議会等へ市民が参画することにより、市民のニーズを計画に反映させることができる。

(1) 市民・事業者・行政の役割分担

1) 市民の役割

- ◆協働のまちづくりへ向けて、市民が主役となり、地域に住む市民自らが地域の歴史文化を保全・活用し、主体性をもって、個性豊かで住みよいまちづくりを進める必要があります。
- ◆市民は自治会、NPO 等様々なまちづくり団体の活動に積極的に参加することが求められます。

2) 事業者の役割

- ◆事業者は、事業活動や経済活動等を通じて、直接的・間接的にまちづくりに関わっています。事業者もまちづくりを担う一員としての役割と責任を理解し、積極的にまちづくりへ参加・協力することにより、社会貢献を果たしていくことが求められます。

3) 行政の役割

- ◆行政は、協働のまちづくりが円滑に進むように必要なまちづくり情報の提供や市民のまちづくり活動への参画機会の充実を図るとともに、各種まちづくり活動を支援します。
- ◆本マスタープランに基づき、総合的かつ計画的に各種事業の推進や調整を図ります。また、必要に応じて、国、県、周辺自治体や関係機関への要請や調整・連携を行い、自主的なまちづくり活動への支援、まちづくり推進体制の充実を図ります。

(2) まちづくりへの市民参加に対する支援

まちづくりへの市民参加を支援するため、以下の支援策を講じます。

1) まちづくり情報の発信と共有

- ◆まちづくりへの興味や関心を高め、主体的な参加を促進するため、広報・ホームページ・SNS やパンフレット・情報誌等による情報発信の充実を図ります。
- ◆まちづくりの相談窓口の利用を促進します。

2) まちづくり活動への参画機会の充実

- ◆アンケート調査の実施、勉強会・ワークショップ・懇談会・シンポジウム等の開催、パブリックコメントの実施を推進します。
- ◆まちづくりについて学ぶ機会の充実を図ります。あわせてまちづくり活動の拠点・交流の場の充実を図ります。

3) まちづくり活動等への支援

- ◆まちづくりを担う人材の発掘、育成と目的に合わせた適切な人材活用支援を行います。
- ◆自治会、NPO 等様々なまちづくり団体の活動の運営支援、事業支援、人的支援（専門家の派遣等）に努めます。
- ◆身近な公園、生活道路、街路樹等の管理を地域で行うアダプトプログラム等の導入を検討します。

2. 各種まちづくり制度の活用

(1) 法律に基づくまちづくり制度等の活用

2002（平成 14）年に都市計画法の一部が改正され、市民（土地所有者・まちづくり協議会等）、民間事業者による都市計画の提案制度が創設されました。このような都市計画の制度を活用しながら住民参加による都市づくりを推進するとともに、本マスタープランに基づく適正な土地利用の推進や各種施策を具体化するため、「都市計画法」や「建築基準法」等のまちづくりに係わる法制度（「用途地域」、「地区計画」、「建築協定」等）を活用し、良好な都市環境の維持・形成を図ります。

また、「景観法」および「宇佐市景観条例」に基づく「宇佐市景観計画」に即して、良好な景観形成を図ります。

(2) 地域特性に応じたルールに基づくまちづくりの推進

地域特性を活かしたまちづくりを進めるために、地域のまちづくりの目的に応じた適切なルール（「宇佐市自治基本条例」、「宇佐市景観条例」等）に基づいたまちづくりを推進します。

3. 段階的なまちづくり

本マスタープランで目指す将来都市像を実現するために必要な事業・施策について、策定時を基準に短期（概ね5年）、中・長期（概ね10年以上）に分け段階的な取組を進めます。

（１）短期的な取組

- ◆都心や交流拠点においては、「宇佐市立地適正化計画」に基づく居住の誘導、都市機能の誘導に向けた、地域地区の見直し等を行うことにより、市の中心部としてふさわしい拠点形成を図ります。
- ◆地域生活拠点においては、市民が日常的に生活しやすい拠点となるよう、地域の核となる拠点形成を図ります。
- ◆産業拠点においては、交通利便性を活かした、企業誘致・産業集積を図ることにより、地域産業の振興に努めます。
- ◆ネットワークにおいては、効率的かつ効果的な公共交通ネットワークの構築を目指すとともに、都市計画道路の見直しや周辺市町との交流を促進する交通基盤の整備を図り、必要に応じて国道・県道整備の要望を検討します。
- ◆JR 宇佐駅周辺において、交流、情報発信、防災等の機能を有する国道沿線地域複合施設整備を推進します。
- ◆安全な都市の形成に向けて、事前防災に関する取組を進めるとともに、市民および市職員の意識醸成のための防災教育等の取組を検討します。
- ◆市街地における適正な都市公園の配置や整備に努めるとともに、西大堀地区公園・法鏡寺廃寺跡公園の整備を推進します。

（２）中・長期的な取組

- ◆都心や交流拠点においては、「宇佐市立地適正化計画」に基づく居住および都市機能の適切な誘導を図り、立地の緩やかなコントロールを行うとともに、地域の魅力を活かした中心市街地の活性化や賑わい回復に努めます。
- ◆地域生活拠点においては、生活基盤の維持を図るとともに、豊富な自然や景観文化資源等の特色を活かした、豊かで潤いのある集落地形成を図ります。
- ◆ネットワークにおいては、拠点間をつなぐ国道・県道整備の要望や生活道路等の整備を推進します。
- ◆安全な都市の形成に向けて、河川整備や砂防整備等のハード整備を検討するとともに、ソフト施策として、地域コミュニティの維持・活性化に向けた支援や防災意識の維持・向上を図ります。

次の頁に、本文で掲げた基本方針に基づき、市民・事業者・行政が取り組む事業・施策を整理して掲載します。

表 基本方針に基づく必要な事業・施策

事業・施策	分野別方針	事業・施策の内容	実施時期の目標			事業主体
			短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)	
基本方針1. 拠点の形成と交通体系の整備による、地域が連携するまちづくり						
用途地域の見直し	①土地利用の方針	用途地域については、用途指定の変更および用途地域縮小も含めた見直しを検討します。	→	→		行政
空き家対策	①土地利用の方針	空き家については、近隣への悪影響や空き家増加に伴う地域活力の低下へとつながるため、宇佐市空家等対策計画に則り、空き家の適正管理を促進します。また、定住促進に関する施策や空き家バンクとの連携により解消を図ります。	→	→	→	行政
JR柳ヶ浦駅周辺整備	①土地利用の方針 ②道路・交通体系の整備方針	JR柳ヶ浦駅は県北地区の交通結節点としての機能強化のため、駅前広場や駐輪場の整備に努めます。また、駅南側の開発についても周辺の土地利用と併せて整備を検討します。	→	→	→	行政
都市計画道路の見直し	②道路・交通体系の整備方針	都市計画道路については、計画後、相当年数を経過しているため、再編を含めた検討を行います。	→	→		行政
(都)上田四日市線整備	②道路・交通体系の整備方針	国道10号の代替道路である(都)上田四日市線については計画区域全線の整備を図ります。	→	→		行政
(都)江須賀小松橋線整備	②道路・交通体系の整備方針	柳ヶ浦駅のアクセス道路となる市道柳ヶ浦中央線((都)江須賀小松橋線の一部)の完成に努めます。	→			行政
(都)黒川松崎線整備	②道路・交通体系の整備方針	(都)黒川松崎線の事業の早期完了を推進し、県道中津高田線のバイパス化を図ります。	→	→		行政
(都)小倉別府線整備	②道路・交通体系の整備方針	中心市街地の外縁部を形成する路線である(都)小倉別府線については、事業の早期着手を図ります。		→	→	行政
デマンド交通	②道路・交通体系の整備方針	新たなコミュニティ交通の導入として、「予約制乗合タクシー」の実証運行を行い、デマンド交通の導入等の取組を進めます。	→	→	→	行政
中心部循環バスの導入	②道路・交通体系の整備方針	安心院支所を発着地として安心院中心部を循環する循環バスの実証運行を踏まえ、市全域において、コミュニティバス以外の新たな交通手段の導入について検討します。	→	→	→	行政
交通関係	②道路・交通体系の整備方針	路線バス等の減便を最小限に抑えるため、地域住民は公共交通の積極的な利用に努めます。また、新たな交通システムの社会実験等に協力をします。	→	→	→	市民
基本方針2. 企業誘致、地場産業の振興と交流の促進による、活力あるまちづくり						
企業誘致・産業集積	①土地利用の方針	東九州道4車線化等、高速交通網を活かし、IC周辺部を中心に企業誘致・産業集積を図ります。	→	→	→	行政
旅館・ホテル業の誘致	①土地利用の方針	中心市街地へホテル等の誘致を促進し、観光振興、地域経済の活性化、まちの賑わいおよび雇用の創出を図ります。	→	→		事業者 行政
国道沿線地域複合施設整備	①土地利用の方針 ④安全なまちづくりの方針	休憩・情報発信・地域連携・防災・環境保全の5つの機能を備えた国道沿線地域複合施設(道の駅)の整備を推進します。	→			行政

※ → : 事業実施時期の目標期間

※ → : 事業の継続・見直し

表 基本方針に基づく必要な事業・施策

事業・施策	分野別方針	事業・施策の内容	実施時期の目標			事業主体
			短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)	
基本方針3. 快適で健やかな暮らしを支える、安全・安心なまちづくり						
防災対策	④安全・安心なまちづくりの方針	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、条件を満たした箇所は、急傾斜地崩壊防止施設の設置を進めます。	→	→	→	行政
防災対策	④安全・安心なまちづくりの方針	防災パトロール等の点検を行うとともに、災害リスクの高い場所については、防災に対応したハード整備を進めます。	→	→	→	行政
防災対策	④安全・安心なまちづくりの方針	地区の防災事前準備として、防災資機材の購入補助および防災学習会の講師派遣を行います。	→	→	→	行政
防災対策	④安全・安心なまちづくりの方針	常日頃から防災意識を持ち、自主的な防災に対する知識を深めるため防災講習会を開催します。また、地域の自主防災組織等にて防災資機材を購入し地域での活用を図ります。	→	→	→	市民
防災対策	④安全・安心なまちづくりの方針	市が行う被災者救援および応急対策活動に協力するため、「宇佐市災害時等協力事業所登録制度」に登録し、人材・物品・避難所、施設等の提供および資機材等の支援を行います。	→	→	→	事業者
西大堀地区公園整備	③公園・緑地の整備方針 ④安全・安心なまちづくりの方針	市民が広く活用できるレクリエーション・スポーツ関連施設や災害時の活動拠点としても利用可能な公園として西大堀地区公園の整備を推進します。	→	→	→	行政
柳ヶ浦地区下水道整備	⑤環境共生の方針	下水処理施設である宇佐水再生プラザ（柳ヶ浦・長洲・宇佐処理区）の早期完了に努め、用途地域内の公共下水道整備を図ります。	→	→	→	行政
基本方針4. 豊かな自然環境・歴史文化を守り、未来へつなぐまちづくり						
法鏡寺廃寺跡公園整備	③公園・緑地の整備方針	歴史的価値を有する法鏡寺廃寺跡を歴史学習の場として機能する史跡公園として整備を推進します。	→	→	→	行政
地球温暖化対策	⑤環境共生の方針	電気自動車や電気自動車の充電設備、蓄電池設備など地球温暖化防止に資する設備の導入を検討します。また、環境学習会を開催するなど環境保全に向けた普及・啓発活動に取り組みます。	→	→	→	市民 事業者 行政
景観形成促進	⑥景観形成に関する方針	街なみ環境整備が実施された地区において、地域の特性を活かした良好な景観の形成に寄与すると認められる行為に対して支援します。	→	→	→	行政
景観形成促進	⑥景観形成に関する方針	自然環境や都市環境の美化のため、フラワーロード沿線を利用した花いっぱい運動や地域ぐるみでの海岸清掃等を行います。	→	→	→	市民 事業者 行政
基本方針5. 地域コミュニティの形成による、市民協働のまちづくり						
地域コミュニティ維持	⑦交流するまちづくりの方針	既に組織化されているまちづくり協議会の支援を継続するとともに、組織化されていない中心市街地等についても設立に努めます。	→	→	→	行政
地域コミュニティ維持	⑦交流するまちづくりの方針	中心市街地等については、まちづくり協議会の設立に向けて行政と協働し検討を行います。既設のまちづくり協議会については今後も地域の特色を活かした活動を継続的に行います。	→	→	→	市民
駅周辺の活用による賑わい創出	⑦交流するまちづくりの方針	駅前広場や駅舎を利用した、地域の活性化につながるイベント開催等の取組を進めます。	→	→	→	市民 事業者 行政

※ → : 事業実施時期の目標期間

※ → : 事業の継続・見直し

4. 計画の進行管理と見直し

(1) PDCA サイクル

本マスタープランは、概ね20年後を目標にした長期的な構想を示すものです。社会・経済情勢の変化に応じて、計画的な運用を行うためには、まちづくりの進捗状況等を踏まえ、市民の意見を反映しながら、策定（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）という継続的なサイクルを繰り返すことが重要です。市民と行政は、それぞれの段階に応じた役割を主体的に果たさなければなりません。

そのため、本マスタープランの内容が、施策・事業として実施されているかを検証するため定期的に評価し、庁内関係各課や関係機関と連携・調整を行う必要があります。また、中間年次を迎える概ね10年ごとに、庁内の検討組織や外部委員で組織する協議会等において、計画の進捗状況や事業の効果等に関する検証を行い、上位計画である「第二次宇佐市総合計画」や地域の実情を踏まえながら、必要に応じて柔軟な見直しを行うこととします。

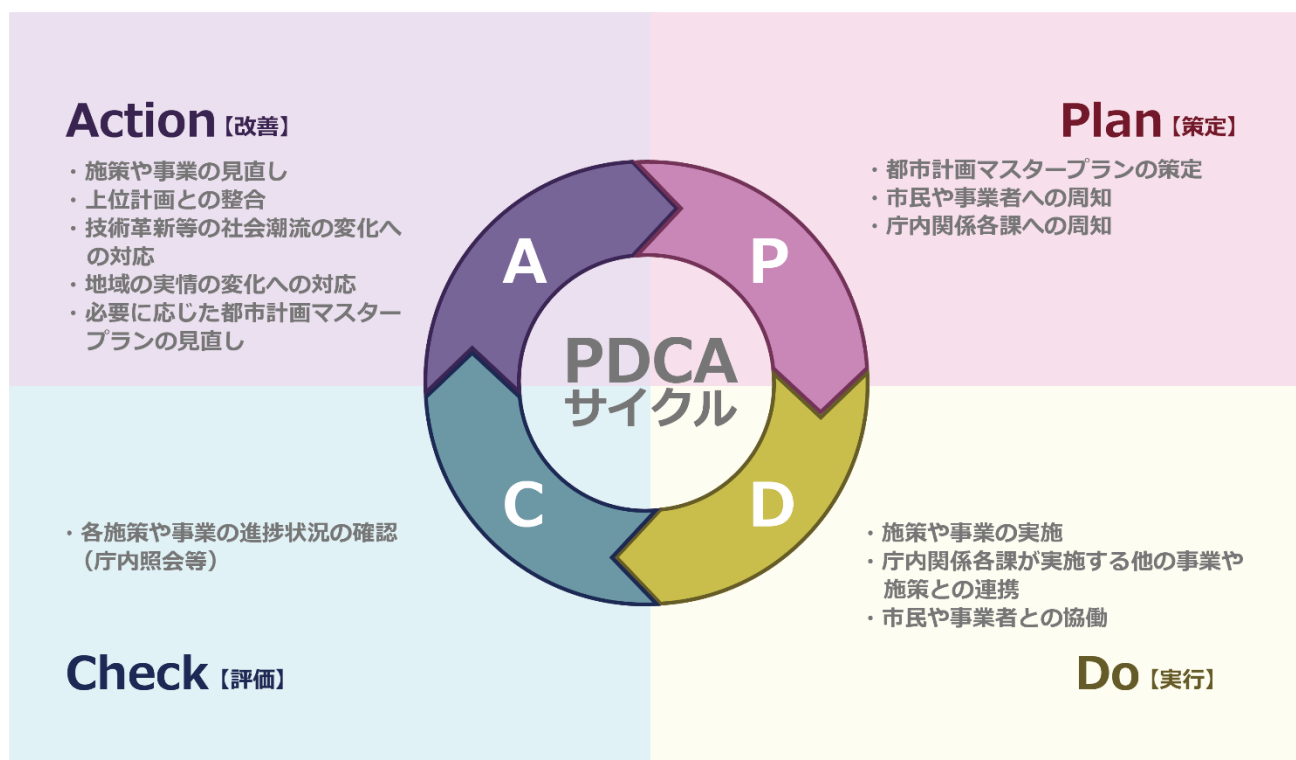


図 PDCA サイクル